

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 4 月 15 日

契約担当者

警察共済組合兵庫県支部長 小西 康弘

1 入札内容

(1) 件名及び数量

内科用レセコン 一式 2 箇所分

(2) 契約期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日まで

(3) 納入場所

警察共済組合兵庫県支部診療所本室内科

神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号（兵庫県警察本部内）

警察共済組合兵庫県支部診療所芦屋分室

芦屋市朝日ヶ丘町 40 番 10 号（兵庫県警察学校内）

(4) 入札方法

前記 (1) について月額により入札に付する。

落札者の決定に当たっては、入札金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者（同等の資格登録を含む。）又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員、又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号

警察共済組合兵庫県支部 担当 小屋敷

電話(078)341-7441 内線 2842 F A X (078)351-7880

(2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和 7 年 4 月 15 日(火)から 4 月 21 日(月)まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年4月25日(金)午後1時30分 兵庫県警察本部本館警務部厚生課

(4) 入札書の提出期限

前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年4月24日(木)午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。

イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要作成

(6) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。